

1 一般社団法人北海道建築士事務所協会定款

平成 25 年 1 月 4 日
改正 平成 31 年 3 月 15 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、北海道の地域において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 27 条の 2 に基づく団体（以下「法定団体」という。）として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第 4 条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持向上に努めるものとする。

(事業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決に関する業務
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 建築士法に基づき、北海道知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (5) 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- (6) 建築設計及び工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業
- (7) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- (8) 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
- (9) 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査研究及び広報業務
- (10) 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(本会の構成員)

第 6 条 本会は、次の会員を置き、正会員及びシニア会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 建築士法に基づき北海道知事又は北海道知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
 - (2) シニア会員 年齢が満 70 歳以上の一人事務所で、支部長から推薦のあった開設者
 - (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(会員資格の取得)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(経費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員は、前項の規定にかかわらず、第10条各号の一又は第11条の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を受けなければ退会できない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(懲戒)

第11条 会員が、理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議により懲戒することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 前3条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 28名以上34名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、7名を副会長、19名を支部長とすることができる。
ただし、副会長については、会長が必要と認める場合、理事会の承認を得て増員することができる。
- 3 会長、副会長、支部長以外の理事のうち常勤の理事として専務理事を1名置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、支部長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 支部長は、支部の会務を掌理する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、支部長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事のうち理事会において選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が解散により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配は行わないものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから会長が選任し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。
- 6 委員会の種類、任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 支部

(支部)

第41条 本会は、理事会の決議により、区域を定めて支部を置くことができる。

- 2 前項の区域内に建築士事務所を有する会員は、その支部に所属する。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

(支部事業)

第42条 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(副支部長)

第 4 3 条 支部に副支部長 5 名以内を置く。

2 副支部長は、別に定める支部総会の決議によって、選任する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたとき又は支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(報告)

第 4 4 条 支部長は、次の各号に掲げる事項を会長に報告しなければならない。

(1) 支部役員及び構成員名簿

(2) 支部の事業報告及び収支決算

(3) 支部の事業計画及び予算

(4) 前各号の他会長が必要と認める事項

第 1 1 章 事務局

(設置等)

第 4 5 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

第 1 2 章 顧問等

(顧問等の設置)

第 4 6 条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役をそれぞれ 7 名以内置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 1 3 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 7 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 4 章 補則

(委任)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号、以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 1 月 4 日）から施行する。

2 本会の最初の会長は、西村武とする。

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。